

医療的ケア児の一時預かり保育のご案内

令和7年6月
下記の各区保育・子育て総合支援センター保育園では、専門職の継続的な支援による、医療的ケア児の集団経験や保護者のレスパイトケアとしての一時預かり保育を実施しています。

実施保育園	川崎区保育・子育て総合支援センター大島保育園(電話:044-222-7252)川崎区大島 中原区保育・子育て総合支援センター中原保育園(電話:044-733-3835)中原区小杉陣屋町 宮前区保育・子育て総合支援センター土橋保育園(電話:044-855-2887)宮前区土橋 多摩区保育・子育て総合支援センター土淵保育園(電話:044-933-8951)多摩区生田
対象児	・一時的に保育が必要な、医療的ケア(たんの吸引、経管栄養、導尿)を必要とする児童 ・原則保育所等に通われていない、市内在住の5か月～就学前の児童 ※医療的ケアの他に重篤な症状がなく、健康状態が安定し、集団での保育が可能であることが必要になります。
利用区分	緊急・一時保育 ・在宅医療的ケア児の集団経験や発達支援を必要とする利用 ・在宅医療的ケア児の保護者など、家族の負担軽減を図るレスパイトケアによる利用
定員	原則1日あたり1人
利用日時	月曜日～金曜日の8:30～17:00(国民の祝日及び年末年始は除く)
利用料金 (1日あたり)	1歳未満児 2,900円 3歳未満児 2,500円 3歳以上児 1,500円 ※上記年齢区分は4月1日時点での満年齢によります。但し1歳未満児については1歳誕生日前日まで。 ※利用料金はご家庭の状況に応じて減免の制度があります。
利用前手続き ※お子様の ようす うかが 様子を伺うた めの手続きと なります。	お問い合わせ 利用を希望する保育園へお電話ください。(平日 9:00～17:00) 来所・説明 利用希望の保育園で「一時預かり保育」についてお話しいたします。 体験保育 利用希望の保育園にて体験保育を行います。 医療的ケアの仕方について共有させていただきます。 園医健診 園医による健診を行います。保育園での生活が可能か判断をさせていただきます。 審議 保育園での集団保育が可能か健康管理委員会が審議します。 (集団保育が難しいと判断された場合、お受けできません。) 【利用開始までの流れ】 ○健康管理委員会での結果については、保育園からご連絡します。 ○3か月ごとにご利用の予約を受付けていますので、日程の調整をさせていただきます。